

○鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

平成20年9月26日

鳥取県規則第83号

改正 平成25年3月29日規則第39号

平成30年3月30日規則第19号

令和4年9月13日規則第23号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

（建築確認申請書等の添付図書）

第3条 法第14条第1項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物（以下「基準対象建築物」という。）の建築（用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。）を行う建築主等は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の文書（以下「計画通知書」という。）に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。）を添付しなければならない。

（専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設）

第4条 条例第13条第5号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号に掲げる施設とする。

(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の確認)

第5条 条例第22条第2項の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。
- (2) 当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。
- (3) その他知事が別に定める事由

2 条例第22条第2項の規定の適用を受けて増築等を行おうとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容
- (2) 当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

4 所管事務所長は、第2項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき(以下「他庁所管のとき」という。)は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

5 知事は、前項の規定により進達された申請について、大規模な改修が必要になり、かつ、第1項に掲げる事由に該当すると認めるときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書(様式第2号)に第2項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

(平25規則39・平30規則19・令4規則23・一部改正)

(計画認定申請書の添付図書)

第6条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第1項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(知事が別に定めるところにより作成したものとする。)を添付しなければならない。この場合におい

て、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

2 所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第5項の通知は、特定建築物建築等計画通知書（様式第3号）に建築確認申請書を添付して行うものとする。

（計画変更認定）

第7条 前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第2項において準用する法第17条第1項の申請及び同条第5項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書（様式第4号）」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第3項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

2 所管事務所長は、法第18条第1項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

（1） 特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本

（2） 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

（建築主等の変更）

第8条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第3項又は第18条第1項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届（様式第6号）に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

（エレベーターの特例認定）

第9条 所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第1項の規定による認定

（以下「エレベーター特例認定」という。）を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書（様式第7号）に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

（1） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）

項に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表2の(86)項の（ろ）の明示すべき

事項の欄に掲げる事項を記載したもの

- (2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に掲げる図書
- (3) 構造詳細図(縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの)
- (4) 構造計算書(エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの)

2 所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書(様式第8号)に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

(とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付請求等)

第10条 条例第24条第1項の規則で定める基準は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした特別特定建築物の構造及び設備に関する基準(建築物移動等円滑化基準に定めがあるものは当該建築物移動等円滑化基準を超えるものに限る。)並びに特別特定建築物の運営及びサービスに関する基準であって、知事が別に定めるものとする。

2 条例第24条第1項の規定による請求は、とっとりユニバーサルデザイン適合認定証交付請求書(様式第9号)を提出してしなければならない。

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認定を受けようとするとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合することが確認できる図書
- (2) その他知事が別に定める書類

4 条例第24条第1項に規定する認定証の様式は、様式第10号のとおりとする。

(令4規則23・一部改正)

(提出部数)

第11条 この規則の規定により所管事務所長に提出する申請書その他の書類の部数は、第5条第2項の申請書にあつては正本1部及び副本2部(他庁所管のときは、3部)、前条第2項の請求書にあつては正本1部、その他のものにあつては正本及び副本各1部とする。

(令4規則23・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既に建築確認申請書又は計画通知書が提出されている基準対象建築物の建築については、第3条の規定は適用しない。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第23号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。